

入園料の免除について

咲くやこの花館では、(1) (2) に該当される方の入園料が免除になります。

(1) 個人でのご来園

- ①小中学生・未就学児
- ②大阪市内在住 65 歳以上の方
- ③身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・療育手帳をお持ちの方と、同伴して介護を行う方

(2) 団体でのご来園

- ①幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校の児童・生徒と引率する教員
- ②その他、次に該当する施設の入所者、職員及び介護者

生活保護法第 38 条第 1 項に規定する施設					
救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設	
児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する施設					
助産施設	乳児院	母子生活支援施設	保育所	幼保連携型認定こども園	児童厚生施設
児童養護施設	障がい児入所施設	児童発達支援センター	児童心理治療施設	児童自立支援施設	児童家庭支援センター
老人福祉法第 5 条の 3 に規定する施設					
老人デイサービスセンター	老人短期入所施設	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		
軽費老人ホーム	老人福祉センター	老人介護支援センター			
子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業を行う施設					
家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業		
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する施設					
施設入所支援※1 を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がいサービスを行う施設※2					
※1 施設入所支援とは、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること					
※2 のぞみの園、その他厚生労働省令で定める施設を除く					